

◀ 阪南市 ▶

災害時要援護者支援プラン



平成26年3月
阪南市

はじめに

阪南市では、平成 22 年 3 月に作成しました「阪南市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、これまでの高齢者や障がい者(児)などの日常からの見守りや声かけ活動である「くらしの安心ダイヤル事業」を災害時における要援護者の安否確認等にも活用してきました。

その後、平成 23 年 9 月に、公民協働で設置しました「阪南市災害時要援護者支援連絡調整会議」におきまして、各関係機関や地域の関係団体の協力のもと、要援護者の情報伝達や情報の共有等を協議、決定しました。

上記会議の結果を踏まえ、このたび「阪南市災害時要援護者支援マニュアル」を改訂し、「阪南市災害時要援護者支援プラン」を要援護者及びその支援者向けに作成しましたので、災害時の安否確認から日ごろの見守りにいたるまで、これからも地域の関係団体や各関係機関の協力をいただきながら、「災害に強い安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

目 次

序章 災害時要援護者について	1ページ
-----------------------------	------

第1章 災害時要援護者の安否確認

第1. 情報の伝達体制	6ページ
第2. 情報の共有化	8ページ
第3. 災害時要援護者の安否確認における方法等について	10ページ

第2章 避難所における要援護者支援

第1. 避難所で想定される要援護者に関する課題	11ページ
第2. 避難所内での要援護者支援の取り組み	12ページ
第3. 要援護者の特性や対応の考え方	16ページ
第4. 避難所で生活できない人への支援	21ページ

第3章 仮設住宅における要援護者支援	23ページ
---------------------------------	-------

第4章 災害ボランティアセンター

第1. 災害ボランティアセンターの位置づけ	25ページ
第2. 災害ボランティアセンターの役割	26ページ
第3. 災害ボランティアセンターの流れ	27ページ
第4. 災害ボランティアセンターの主な活動	28ページ

1 災害時要援護者について

災害時要援護者とは、次に掲げる人のうち、災害が起きた時に、自分で適切な行動をすることが困難であり、何らかの手助け（支援）が必要な人のことをいいます。

- ① **高齢者**：要支援・要介護の認定を受けている方、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ② **身体障がい者（児）**：身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている方
- ③ **知的障がい者（児）**：療育手帳Aの交付を受けている方
- ④ **精神障がい者**：精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤ **難病患者**：特定疾患医療受給者証の交付を受けている方など
- ⑥ **妊産婦・乳幼児**：母子健康手帳の交付を受けている方など
- ⑦ **その他**：①～⑥以外で支援を必要とする方

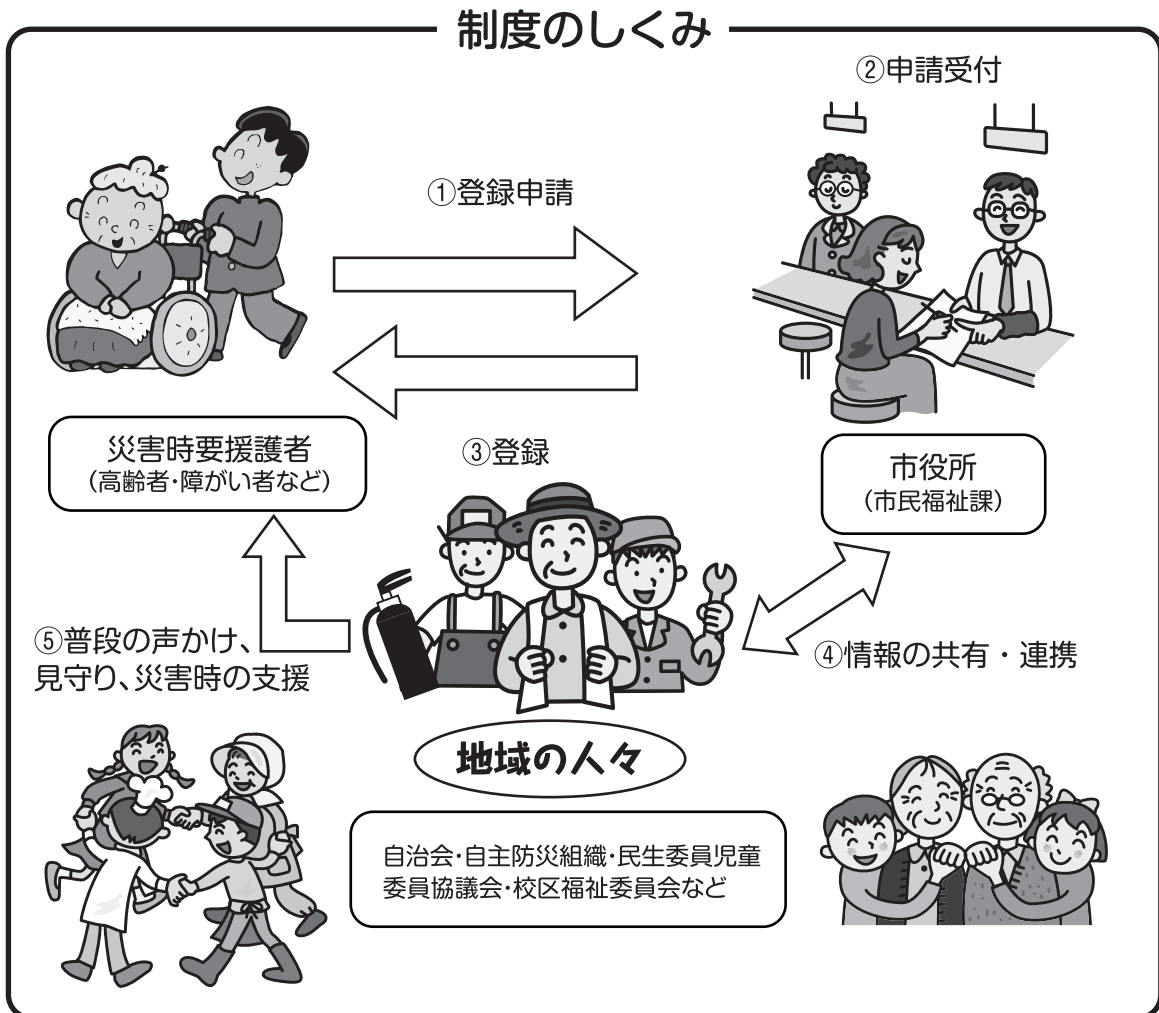
解説

※平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っており、要援護者支援が求められています。



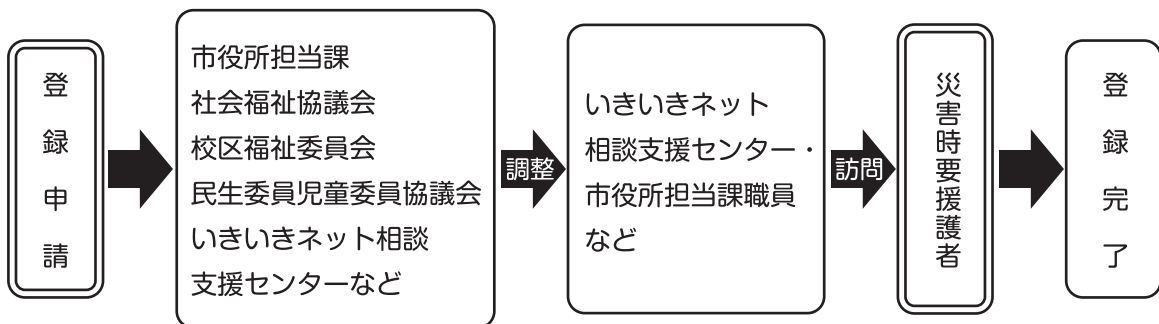
2 「災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）」について

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などからの登録申請を市で受付し、登録いただいた情報を自治会や自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会などの各関係団体（地域支援者）と情報共有・連携することにより、地域の中で日常からの見守り・声かけ活動や災害時の安否確認等を行う制度です。



3 災害時要援護者登録制度の登録方法について

本制度への登録を希望する人は、本人・家族の同意の上、31ページの「登録申請書」に必要事項を記入し、市役所（市民福祉課）まで提出してください。申請後、いきいきネット相談支援センター相談員等が本人宅に連絡・訪問し、情報提供や登録名簿作成の支援を行います。



◆登録にあたって

登録いただいた情報は、個人情報保護に留意し、市役所・関係団体で保管（共有）し、災害時要援護者名簿として使用します。そのため、登録申請書は、情報共有の同意書も兼ねています。また、名簿は、概ね1年に1回程度更新します。

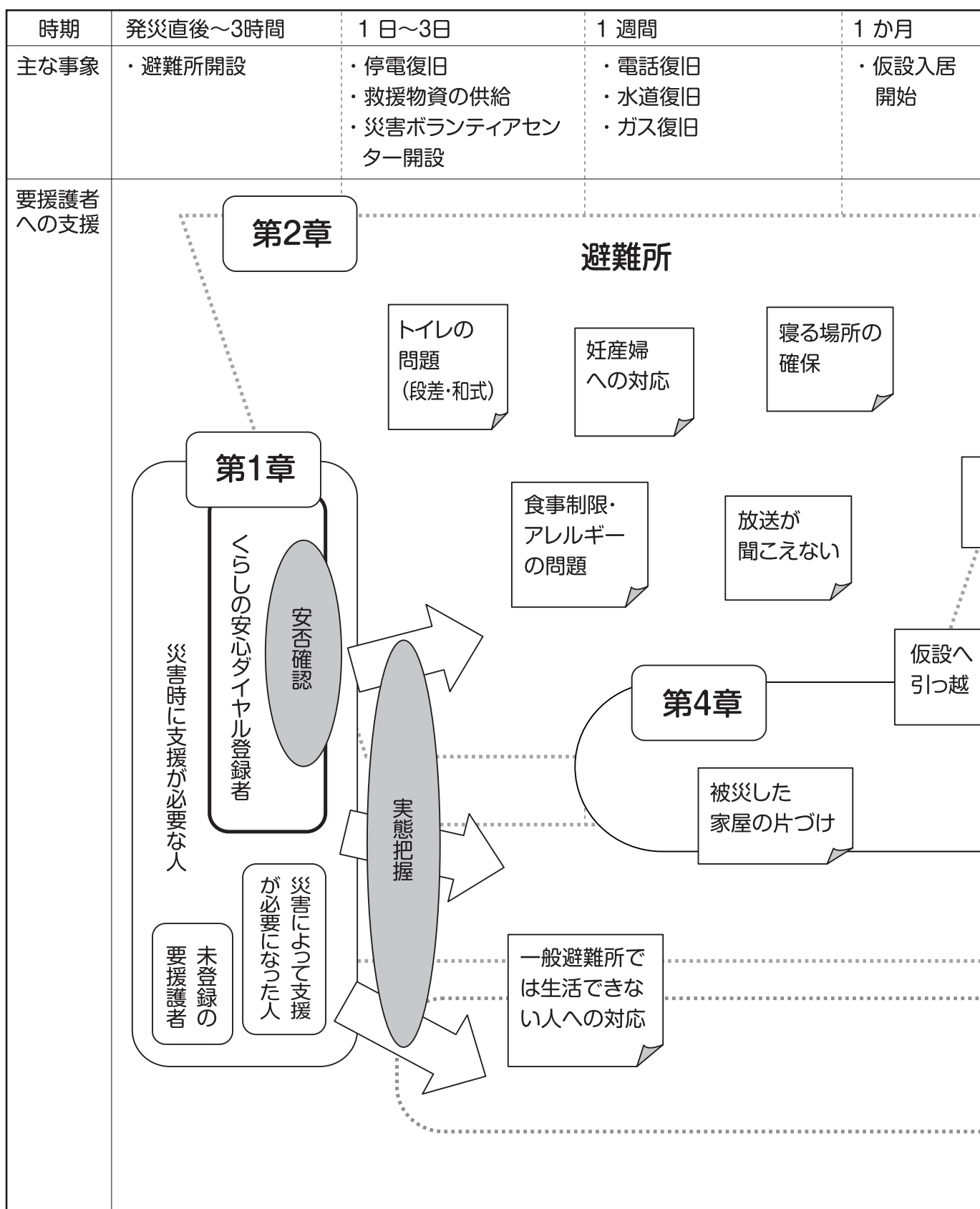
◆地域支援者について

地域支援者（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会など）は、要援護者の日常からの見守り・声かけ活動や災害時には可能な範囲で安否確認等の支援をしてくださる人です。

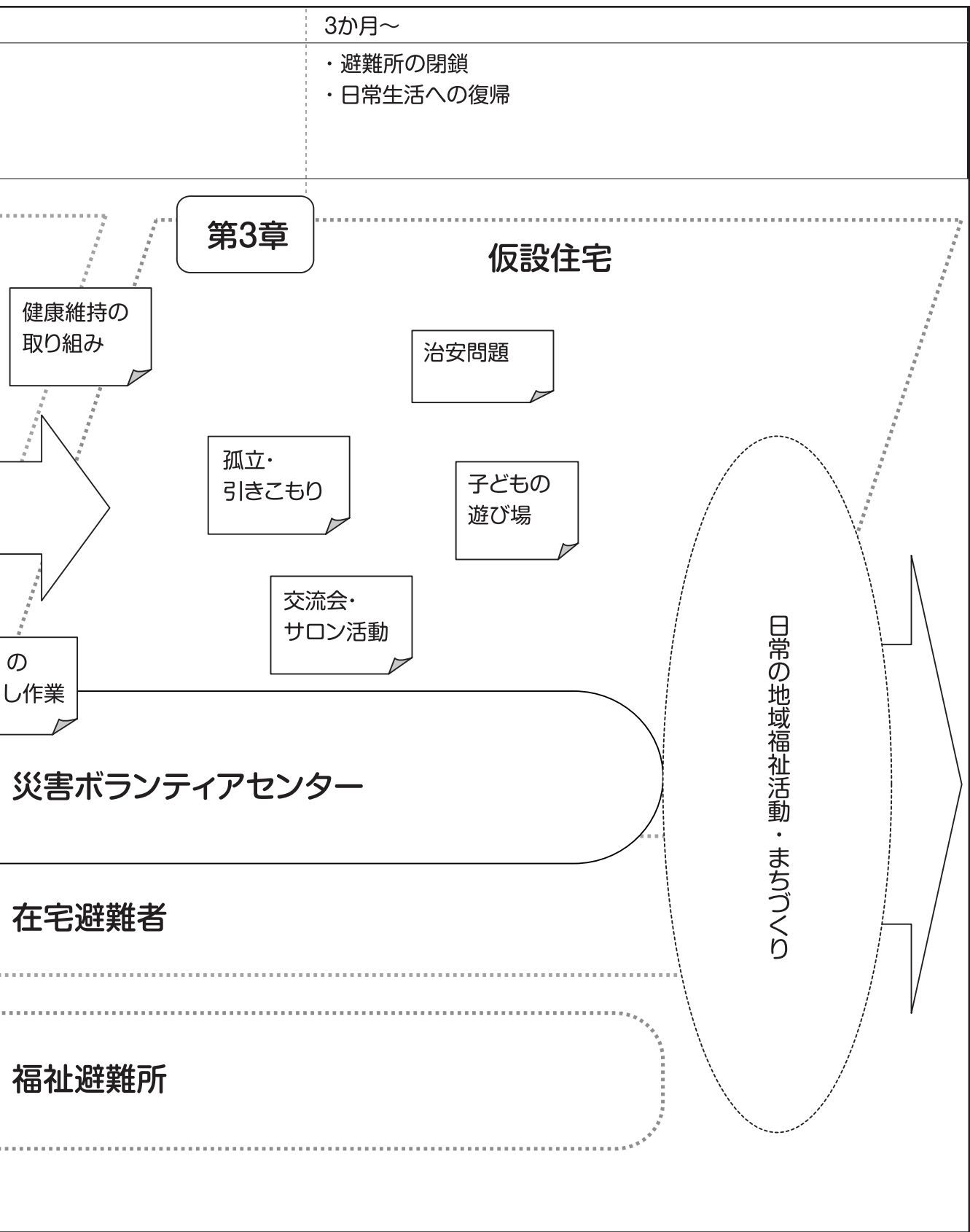
なお、災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、責任を負うものではありません。



※「いきいきネット相談支援センター」はコミュニティソーシャルワーカーを配置している地域の総合福祉相談窓口の名称です。誰もが住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるお手伝いをするため、市内5か所に「コミュニティソーシャルワーカー（略称：CSW）」を配置しています。地域における暮らしの些細な困りごとの相談や、福祉に関するサービスや支援などを行っています。



(注) の記載は作業部会でのグループワークにより出された「災害時要援護者が困ると



想定されること」の抜粋です

第1. 情報の伝達体制

1. 要援護者の安否確認実施の基準について

- (1) Jアラート警報時の防災無線の放送があり、かつ、阪南市内が震度5弱以上のとき（市全体）
- (2) 災害対策本部からの避難勧告・指示が出されたとき（該当地区）
- (3) 行政から安否確認の実施要請があったとき（該当地区）

※原則、上記の基準が必ず安否確認を行う条件となりますが、その他として、行政等からの連絡がなくても、必要に応じて安否確認のご協力をお願いします。

解説

要援護者の安否確認をどのような場合に実施するかについて、市内全体が震度5弱以上のとき、局地的な災害等により、当該地域に避難勧告や避難指示があったときについては、自動的に安否確認を行うこととするものです。

さらに、行政からの安否確認実施の要請があったときを安否確認実施の基準として、以上の基準を安否確認を必ず行う条件とします。

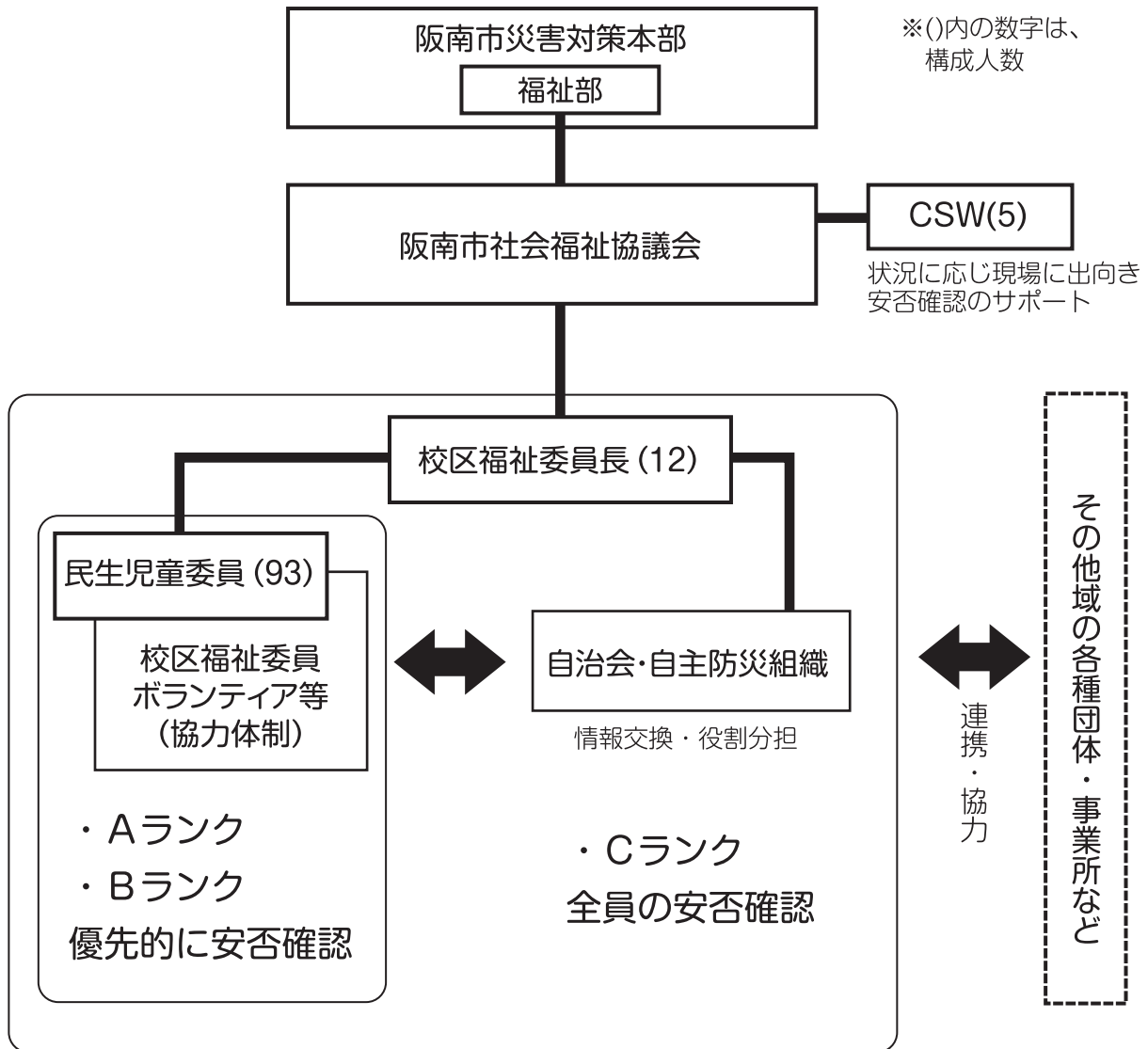
なお、『特別警報』は、地震、津波の場合は震度6弱以上をめぐりに発令され、風水害の場合は避難勧告・指示又は行政からの安否確認の実施要請が出される可能性が高く、以上の基準の何れかに該当してくる考えられます。

Jアラートとは!?

人工衛星を用いて情報を送信し、阪南市の防災行政無線を自動起動することにより、人手を介さずに、国から市民まで瞬時に情報伝達ができる仕組み「全国瞬時警報システム（J-A L E R T）」を使って、防災行政無線スピーカーからすばやくお伝えします。

阪南市での地震においては、市内で震度5弱以上の可能性がある場合に緊急地震速報が流れる仕組みとなっております。

2. 要援護者の安否確認実施要請の連絡・集約の伝達方法及び安否確認の体制について



..... **地域の実態に応じた柔軟な対応が必要!**

解説

要援護者の安否確認実施をどのような順序で連絡、報告をすべきかの体制については、福祉部、社会福祉協議会、校区福祉委員長へと順に連絡し、校区福祉委員長より民生児童委員・校区福祉委員及び自治会・自主防災組織へと連絡する体制とし、集約はその逆の順で連絡する体制となります。



第 2. 情報の共有化

1. 災害時要援護者登録申請書情報の共有及び災害時要援護者名簿の提供

以下の3つの段階に応じて要援護者情報を共有しています。

- ①全ての情報を共有する団体（登録申請書の写し及び名簿1を提供）
市役所、社会福祉協議会、CSW、校区福祉委員長、
民生児童委員（担当地区）
- ②要介護度、障がい、緊急通報装置設置の有無、かかりつけ医の4つの情報を除いた情報を共有する団体（名簿1を提供）
民生児童委員（校区内他地区）、校区福祉委員会役員、自治会長、
自主防災組織の長、その他協力員・支援者
- ③登録番号、氏名、住所、希望ランクの4つの情報だけを共有する団体
（名簿2を提供）
自治会隣組班長・自主防災組織各班長

※③の情報については、自治会長もしくは自主防災組織の長を経由して提供し、自治会長、自主防災組織の長には、名簿1と名簿2の2種類の名簿を提供します。（なお、名簿1については、原則、災害時用として、封印をして提供しますが、地域から日常の見守り活動に利用したいとの要望があれば、開封することを可能としています。）

また、名簿を提供する際には、災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書を締結しています。

解説

災害時要援護者登録申請書様式については、31ページに、災害時要援護者名簿1及び2の様式については、33ページに掲載しています。

また、名簿1及び2につきましては、概ね1年に1回程度更新します。



災害時要援護者登録申請者情報共有内容一覧表

	市役所	社会福祉協議会	C S W	校区福祉委員長	民生児童委員 (担当地区)	民生児童委員 (校区内他地区)	福祉委員会役員	その他協力員・支援者	自治会長	自主防災組織の長	自主防災組織各班長 自治会隣組班長
登録番号(通し番号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
性別	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
生年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
世帯構成	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
要介護度・事業所名	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
障がい種別・等級	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
緊急通報装置の有無	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
かかりつけ医	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
緊急連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
担当民生委員	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
支援者	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
希望ランク(A, B, C)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特記事項	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
申請書の写し	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
備考	・個々の申請書の写しを提供し、全ての情報を共有										
	・合わせて名簿1を提供(要介護度、障がい、緊急通報装置、かかりつけ医の4情報は記載していない)					・名簿1のみ提供			・名簿1を封印して提供(※災害時のみ開封する)		
									・平常時は名簿2を共有		・名簿2のみ
									※いずれも申し出のあった地区のみ		

※名簿を提供する際には、別紙協定書を締結するものとする。

第3. 災害時要援護者の安否確認における方法等について



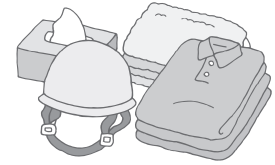
1. 風水害

安否確認実施の基準	災害対策本部からの避難勧告・指示が出されたとき
安否確認実施の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報などにより、事前に一定の予測が可能であり、土砂災害警戒準備情報・土砂災害警戒情報等で危険地域に在住の方に早めの避難を呼びかけることができる。 ・ 安否確認時に2次災害の危険性がある。 ・ 電話の使用が可能。
安否確認対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に危険な地域にお住まいの方には、避難勧告が出る前に自主的な避難をしておいてもらう。 ・ 避難所で安否確認を行うようにし、避難所に来ていない方には電話で安否確認を行う。電話がつかない場合には、2次災害の危険性が低くなってから訪問。

2. 地震災害

安否確認実施の基準	Jアラート警報時の防災無線の放送があり、かつ、阪南市内が震度5弱以上のとき
安否確認実施の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突然発生するため、事前の予測ができない。 ・ 余震や津波が発生する可能性があり、2次災害の危険性がある。 ・ 誰もが被災者になっている可能性がある。 ・ まずは安否確認を行う方が被災者にならないように、家屋の耐震や家具の転倒防止などの対策をとっておく必要がある。 ・ 電話の使用ができない可能性が高い。
安否確認対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区ごとに一時避難場所（広場等）を定め、そこで確認を行い、確認できない人には電話や訪問して安否確認を行う。 ・ 訪問は2次災害の危険性が低くなってからとし、津波の危険性があるときには、安否確認しつつも、自身も早急に避難する。 ・ 誰が被災者になっているかわからないため、確認する人を複数決めておき、もう誰かが確認しているだろうと思わず、2重3重に確認を行う。

第1. 避難所で想定される要援護者に関する課題



1. 地震発生直後から3か月後までの課題

経過	要援護者が困ること・課題
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の人手 ・家屋から出られない ・移動手段 ・行き先がわからない
3時間後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に入れない ・トイレの確保 ・通路の確保 ・妊産婦の対応 ・寝る場所の確保 ・オムツの入手 ・プライバシーが保てない
1日後	<ul style="list-style-type: none"> ・状況がわからない（視覚） ・放送が聞こえない（聴覚） ・風呂に入れない ・薬がない ・食中毒 ・自分の安否 ・脱水症状 ・洗濯ができない ・食事制限・アレルギー ・外国人への情報伝達 ・人工呼吸器使用者 ・食べ物が無い
3日後	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した自宅の片づけ ・家族との連絡 ・誰に何を相談したらいいかわからない ・ペットの問題
1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症 ・治安問題 ・健康維持 ・暑さ、寒さ対策 ・避難所での犯罪
1か月後	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便 ・子どもの遊び場、勉強の場 ・ガソリン
3か月後	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 ・引越し作業 ・孤立、引きこもり ・話し相手

※作業部会でのワークショップまとめより

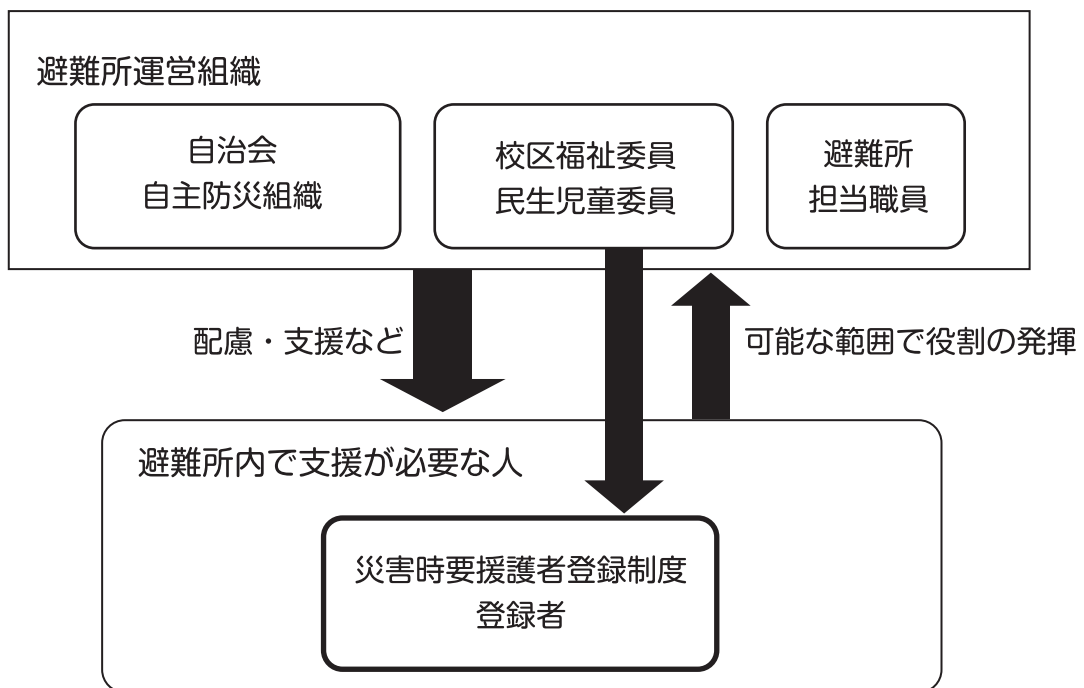
第 2. 避難所内での要援護者支援の取り組み

1. 避難所運営組織づくりと要援護者支援体制

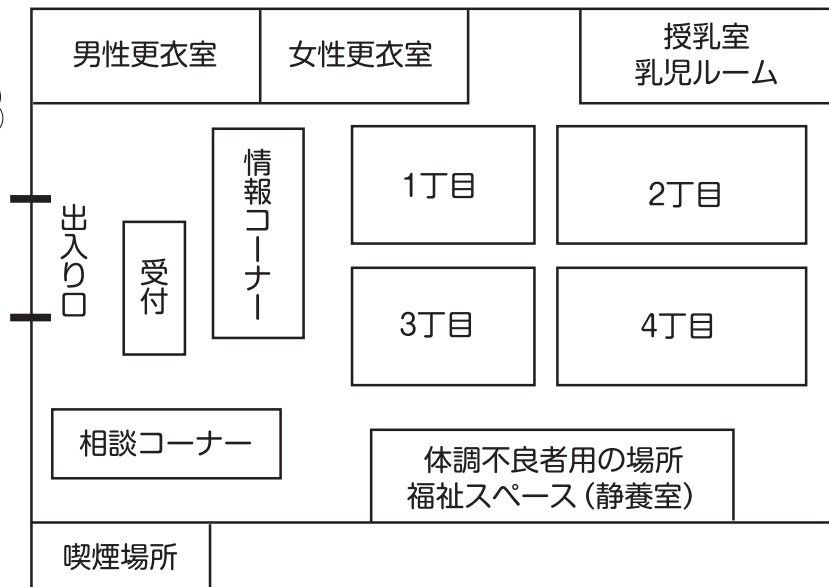
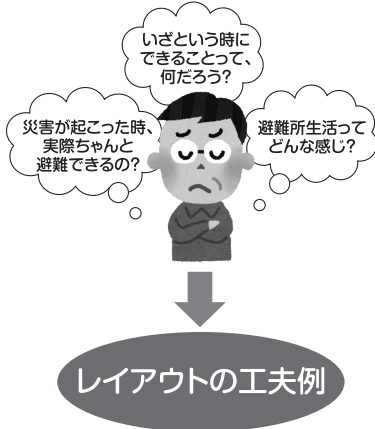
(1) 避難所運営委員会の設置

避難所ごとに、自治会などの地域住民や施設管理者及び避難所担当職員により、「避難所運営委員会」を組織します。主に、避難者の代表として自治会長等が運営リーダー・運営副リーダーなどになって、地域住民が班員となり、施設管理者及び避難所担当職員とともに構成される組織です。

(2) 要援護者支援体制



2. 避難所環境づくり（ハード面）

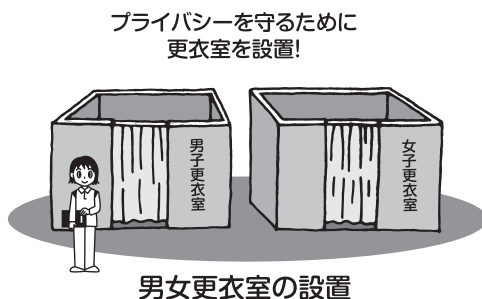


(1) みんなが活動しやすい場所にまず通路を確保しましょう

- ・ 床にテープやマットを活用して1 mほどの歩行通路を確保
 - ・ 受付で避難者リストの作成
 - ・ 住所での区分け
- ★ “早い者勝ち”にならないよう、まず運営者が体制を整えてから本格的に避難所を開設しましょう。



3. 生活スペースの配慮



(1) プライバシーの配慮

- ・ 男女更衣室の設置
- ・ 授乳室など乳児が使用できる部屋の確保

(2) 福祉スペース

- ・ 高齢者や障がい者、体調不良者等のためのスペース確保

4. 運営上の配慮例



(1) 衛生面

★衛生管理

- ・手洗い場（洗面場など）と調理場を分ける。
- ・残り物は捨てるよう指導する。（配給や配食は食べられる分だけもらうよう指導する。）
- ・残飯やごみは分別して所定の場所に廃棄する。
- ・配食時など食べ物に触れるときには、必ず手を洗い、消毒する。
- ・マスクを用意する。
- ・手洗い、うがいを徹底する。（トイレ前や洗面台等）に書いて周知する。）
- ・汁物や残飯を捨てるバケツにふたをする。
- ・手洗い用消毒液を子どもの手の届かない場所に設置する。

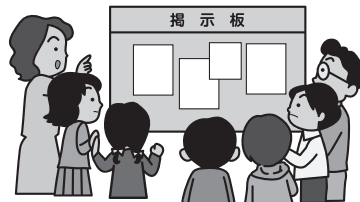
(2) 食事

- ・塩分控えめ、身体に優しい食事を
- ・糖尿病、高血圧等、食事制限のある人への配慮

(3) 情報伝達

- ・高齢者や障がい者等にも情報がきちんと届くよう、情報は声と文字両方でわかりやすく伝える。
- ・情報掲示板は複数箇所に設置する。

情報掲示板の設置



適宜適切な情報提供が必要！
できるだけ多くの箇所に掲示板を作る！

(4) 健康管理

- ・一日5分でも体を動かす。
- ・エコノミー症候群を防ぐ。

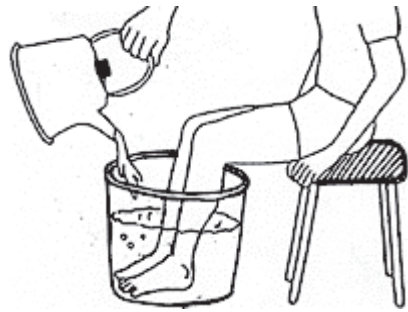
(5) 相談窓口

- ・なんでも相談できる窓口を設置する。
- ・体調や不安なこと、手助けが必要なこと等が記入できるカードを配布する。

5. より快適にするための工夫例

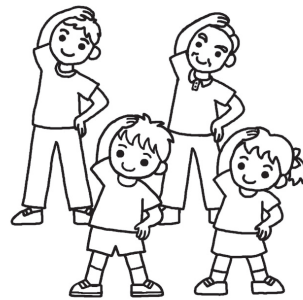
(1) 足湯マッサージ

- ・足湯はリラックス効果もあり、疲れた心身を癒すことができます。
- ★リラックスしてもらうことで、要援護者の悩みも聞き取りやすくなります。



(2) はんなん体操

- ・運動不足を解消します。
- ・決まった時間に体操することで避難所内の一体感も作れます。
- ★同じ姿勢でいることが多いので、介護予防のためにも有効です。



(3) 子どもの居場所づくり

- ・決められたスペースや部屋を設置します。
- ・避難者同士のトラブル防止や子どもの心身の健康に役立ちます。
- ★障がいなどで、集団生活に馴染めない子どもたちにも、配慮しましょう。



第3. 要援護者の特性や対応の考え方



1. 避難行動等の特徴・ニーズ

<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ・食事をしたことを忘れて要求するなど、最近のできごとを忘れることがある。言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ・身の周りの物の用途が分からなくなることがある。 ・急激な環境の変化への適応が難しい。 ・服の着替えがうまくできないことがある。 <p>(以上の症状は、環境の変化により大きく左右されやすい。)</p>
<p>視覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多く、被害の状況を知ることができない。災害時には、住み慣れた地域でも、状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要である。
<p>聴覚障がい者 言語機能障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ・緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ・外見からは障がいのあることがわからない。 ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び情報説明が必要である。

<p>内部障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障がいのあることが分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器などの機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。医薬品を携帯する必要がある。 ・常時医療機材（人工呼吸器・酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるので、車いす等の補助器具が必要である。医薬品や医療機材を携帯する必要があったり、医療機関等による支援が必要になる場合がある。 ・ストマ装用者にとってはストマ用装具が必要である。
<p>知的障がい者（児）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境変化に順応しにくい。 ・一人では理解や判断することが難しく緊急事態等の認識が不十分なため、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ・自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。
<p>難病患者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患によって、それぞれの病状や障がい特性に配慮した対応をとる必要がある。治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。 ・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。

2. 情報伝達の際の配慮事項

認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、わかりやすい口調で伝える。音声情報で複数繰り返す。
聴覚障がい者 言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談で情報を伝える。目で見えてわかりやすい絵などを用いることも有効な場合がある。（常時筆記用具を用意しておく） ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行なうことに努める。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で、情報を伝えることが必要である。
知的障がい者(児)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。絵・図・文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で、情報を伝えることが必要である。

※視覚と聴覚に重複した障がいのある人は、指文字や触手話などの特殊なコミュニケーション手段を用いなければ、情報伝達できない場合があります。



3. 避難誘導時の配慮事項

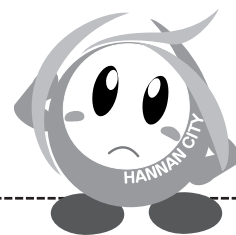
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、予め取り決めておく。 ・白杖等確保する。 ・日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障がい者 言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障がい者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・災害の状況や避難所等の位置を、短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障がい者	
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。

4. 避難生活における配慮事項

認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等慣れない場所で行動することが難しい。（単独では素早い行動ができない。） ・避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
聴覚障がい者 言語機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ・派遣された手話通訳者、要約筆記者にも協力を求める。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の協力により巡回診察を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 ・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設ける。 ・食事制限の必要な人の確認が必要である。 ・薬やケア用品の確保が必要である。 ・ストマ着用者にあってはトイレや水道などの水洗い場・置場の確保が必要である。 ・各種装具・器具用の電源の確保が必要である。
知的障がい者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく説明する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・家族又は知人や仲間と一緒に生活ができるよう配慮する。 ・服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用がよい。 ・関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の協力による巡回診察の実施や、人工呼吸や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関とのつなぎや、服薬を継続するための医薬品の確保が必要である。 ・日によって、または1日の中でも体調が変動する場合があります。こまめな声かけや見守りを心がけるようにする。

※複数の障がいを併せ持つ人がいることに注意してください！

第4. 避難所で生活できない人への支援



1. 福祉避難所について

①福祉避難所とは

災害時において、市町村は避難者を一時的に学校の体育館や公民館などに設置した避難所に受け入れ、保護することとされていますが、避難者の中でも高齢者や障がい者の方など特別な配慮を必要とする人（災害時要援護者）に対して、特別な配慮をする避難所が「福祉避難所」として位置づけられています。

②福祉避難所として指定される主な施設

施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、生活相談員などの確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設などが想定されます。

③福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱な人など、一般の避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人となります。

福祉避難所は、災害時に、各市町村において必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として使用することは原則としてありません。

（各地区ごとにあらかじめ指定されている一般の避難所を、まずはご利用の上で、福祉避難所が開設されたのち、市からの指示に従い、ご利用いただくこととなります。）

④本市における福祉避難所の指定状況

本市地域防災計画において、老人福祉センターを福祉避難所として指定しています。また、さつき園・まつのき園（社会福祉法人日本ヘレンケラー財団）も災害時などにおいて避難施設として使用する場合があります。

2. 在宅避難者支援について

避難所での生活が困難であり、福祉避難所の利用もできず、やむを得ない理由により、在宅での生活を余儀なくされる方（在宅避難者）についても、支援が必要となります。

原則、食糧等の支援物資は、避難所までしか到達せず、在宅者は支援物資を避難所まで受け取りに来る必要があります。しかし、そうした支援物資の到着や分配に係る重要な情報は、在宅者ではなかなか知ることができません。

また、避難所にいる一般市民の方々にも、支援物資が当該避難所だけではなく、地域全体に向けられたものであることを周知されていないことが多く、在宅者においても、道路事情等から受け取りに来るのが困難であるという状況も少なくありません。

こうしたことから、以下の取り組みが必要となります。

- ①在宅の災害時要援護者について、安否確認が完了したのち、避難所での情報伝達と同じく、在宅の要援護者へも同様の情報伝達に努める。
- ②避難所において、支援物資が当該避難所だけでなく、在宅者も含む地域全体のものであることを周知徹底する。
- ③在宅の要援護者は、支援物資を受け取りに来ることが困難な場合が多いので、ボランティアなどの協力を得て、支援物資を届ける体制をとる。

